

2022年4月12日

各位

株式会社 SBI 証券

## ゴールベースラップの取扱い開始について ～お客さまの目標達成に向けた対面コンサルティング型ラップサービスの導入～

株式会社 SBI 証券(本社:東京都港区、代表取締役社長:高村正人、以下「当社」)は、2022年4月28日(木)に、野村アセットマネジメント株式会社(本社:東京都江東区、CEO 兼代表取締役社長:小池広靖、以下「野村アセットマネジメント」)が提供するゴールベースラップ<sup>※1</sup>を導入し、当社と業務委託契約を締結している IFA(金融商品仲介業者)<sup>※2</sup>を通じてお客さま向けサービスを開始することとなりましたのでお知らせします。

ゴールベースラップとは、お客さまのライフプランにおける目標を起点に、対面コンサルティング営業を通じて最適な資産運用のポートフォリオを提案し、定期的なアフターフォローを実施することで、お客様の目標実現を目指す資産運用手法の総称で、以下の4つのプロセスで成り立っています。



- ① お客さまが人生で実現したい目標を包括的に特定します。
- ② IFAの営業担当者は目標を実現するために必要な将来金額を推定し、お客さまにその金額に向けた道筋を提示し、具体的な運用方針を提案します。
- ③ IFAの営業担当者は実現シナリオに基づき、ゴール実現に向けた投資手段の選択と実行を行います。  
(本サービスでは投資一任内蔵型投資信託を設定する野村アセットマネジメントと投資一任契約を締結)
- ④ IFAの営業担当者が継続的かつ定期的なアフターフォローを実施します。

なお、4月28日よりサービス取扱いを開始する IFA は以下の通りです。

- ・アイ・パートナーズフィナンシャル株式会社(金融商品仲介業者 関東財務局長(金仲)第314号)
  - ・SBI マネープラザ株式会社(金融商品仲介業者 関東財務局長(金仲)第385号)
- 上記2社のほか、本サービスの趣旨に賛同する IFA においても順次取扱いを開始する予定です。

本サービスの開始により、IFA(金融商品仲介業者)を通じてゴールベースアプローチの付加価値の高いアドバイスを提供し、資産運用の高度化によりお客さまの人生の目標達成に資することができるものと期待しています。当社は、今後も「業界最低水準の手数料で業界最高水準のサービス」を提供するべく、より良い投資環境の提供および商品・サービスの拡充に努め、投資家の皆さまの資産形成を支援していきます。

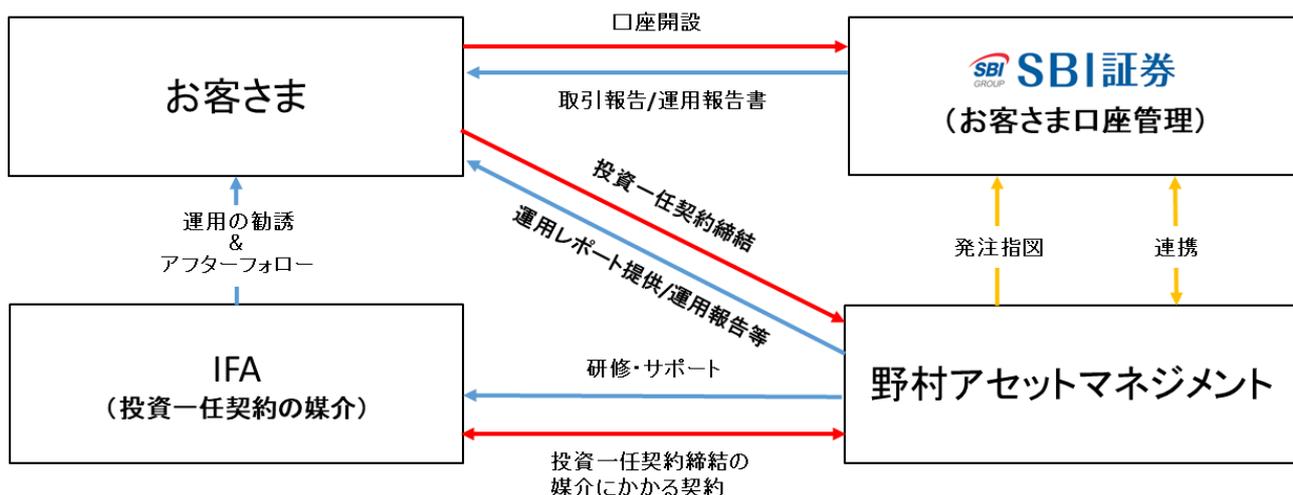
※1 ゴールベースラップは野村アセットマネジメントの登録商標です。

※2 IFA(金融商品仲介業者)によってサービス取扱いの有無やサービス提供開始時期が異なります。

■本サービスの基本的なスキーム

お客さまと野村アセットマネジメントの投資一任契約締結を IFA の営業担当者が媒介します。投資一任契約締結後、野村アセットマネジメントの指図により、お客さまの SBI 証券の口座で複数の投資信託の買付を行います。

IFA の営業担当者は、運用状況や目標への達成度の報告やプランの見直しを定期的に行い、お客さまの運用目標の達成に伴走していきます。



■野村アセットマネジメントの会社概要

商 号 等 野村アセットマネジメント株式会社  
 設 立 1959年12月1日  
 本店所在地 〒135-0061 東京都江東区豊洲二丁目2番1号  
 事 業 内 容 投資助言・代理業及び投資運用業に係る業務  
 代 表 者 CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖  
 登録・免許等 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号  
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、

<金融商品取引法に係る表示>

商 号 等 株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者  
 登 録 番 号 関東財務局長(金商)第44号  
 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 STO 協会

<手数料等及びリスク情報について>

SBI証券の証券総合口座の口座開設料・管理料は無料です。

SBI証券で取り扱っている商品等へのご投資には、商品毎に所定の手数料や必要経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等は価格の変動等により損失が生じるおそれがあります(信用取引、先物・オプション取引、外国為替保証金取引、取引所CFD(くりっく株365)では差し入れた保証金・証拠金(元本)を上回る損失が生じるおそれがあります)。各商品等への投資に際してご負担いただく手数料等及びリスクは商品毎に異なりますので、詳細につきましては、SBI証券WEBサイトの当該商品等のページ、金融商品取引法に係る表示又は契約締結前交付書面等をご確認ください。

.....